水戸市シェアサイクル「みとちゃり」広告掲載取扱要綱

（趣旨）

1. この要綱は，水戸市が設置する水戸市シェアサイクル「みとちゃり」について，事業に支障のない範囲で広告媒体として活用し，希望事業者の広告を掲載することに関し，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

1. 水戸市シェアサイクル「みとちゃり」とは，水戸市が設置し，水戸観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が管理するシェアサイクルをいう。

（２）広告主とは，広告掲載を希望し決定を受けた者をいう。

（掲載の権限及び範囲）

第３条　水戸市シェアサイクル「みとちゃり」に掲載する広告（以下「広告」という。）の掲載の可否は，協会において広告の内容の審査を経て，会長が決定するものとする。

２　前項において，会長は，広告の内容が次の各号のいずれかに該当する広告については掲載しない。

（１）公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

（２）政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に関連するもの

（３）人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

（４）宗教への勧誘を促すもの

（５）法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの

（６）公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

（７）社会問題についての主義主張又は意見に関するもの

（８）前各号に掲げるもののほか，広告として会長が適当でないと認めるもの

（広告規格等）

第４条　広告枠の設置場所及び大きさは，別表に定める。

（広告の掲載期間）

第５条　広告の掲載期間は，広告掲載の決定を通知した日の翌月から次の３月31日までとする。ただし，会長が認める場合にはその期間において掲載できるものとする。

（広告掲載の停止）

第６条　協会は，広告の掲載において，次の各号に該当する場合は，広告主に連絡することなく，掲載を停止することができる。

（１）天災，事変，その他の非常事態が発生し，または発生する恐れがある場合

（２）自転車の保守等やむを得ない理由を生じた場合

（３）法令による規制，司法命令等が適用された場合

（４）広告主が，協会の利益に反する行為や行う恐れのある場合

（５）広告主がこの広告掲載取扱要綱の何れかの条項に違反した場合

（掲載希望者の募集）

第７条　広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集に当たっては，広告枠の数，掲載期間，広告掲載負担金，その他の必要事項を明示するものとする。

（広告掲載の申込み等）

第８条　掲載希望者は，広告内容を記載した広告掲載申込書（様式第１号）を，協会が指定する期間内に提出しなければならない。

２　次に掲げる者は，前項の規定による申込をすることができない。

（１）法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者

（２）各種法令に違反している事業者

（３）暴力団員等，暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で，婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者

（４）消費者金融又は事業者金融を営む事業者

（５）利殖を目的とした投資・投機のあっせん，勧誘，募集等を専ら行う事業者

（６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規

　　定する風俗営業又はこれに類する業種

（７）民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中，又は手続開始の申立てがある事業者

（８）行政機関からの行政指導を受け，改善がなされていない事業者

（広告主の決定等）

第９条　会長は，前条の規定による申込みがあったときは，当該申込みに係る広告の内容について，審査した後，掲載の可否を決定するものとする。

２　前項の規定により広告の掲載を可とする決定を受けた掲載希望者が，予定枠を超えた場合は，抽選で決定することとする。

３　会長は，前項の規定により広告主を決定したときは，その結果を広告掲載決定通知書（様式第２号）又は広告非掲載決定通知書（様式第３号）により掲載希望者に通知するも

　のとする。

（広告の掲載順位）

第10条　広告の掲載順位については，協会において広告内容等を考慮し決定する。

（原稿内容の承認）

第11条　広告主は，協会が適当と認める方法により，その指定する期日までに，広告の原稿を提出しなければならない。

２　会長は，前項の規定により広告主から提出された原稿について，掲載することが適当でないと認めるときは，広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

３　広告主は，前項の規定により広告の内容等の変更を求められたときは，これに従わなければならない。

　（広告掲載負担金）

第12条　広告掲載負担金は，１面1,000円（月額）とする。

２　広告主は，会長が指定する期日までに広告負担金を納入しなければならない。

（その他費用の負担）

第13条　広告のデザインの作成に要する費用その他広告の掲載及び撤去に要する費用は，広告主の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第14条　会長は，次の各号のいずれかに該当するときは，広告主への催告その他の手続を要することなく，広告の掲載の決定を取り消すことができる。

（１）第11条第１項の規定により指定した期日までに，広告の原稿が提出されないとき。

（２）第11条第２項の規定による広告の内容等の変更の求めに広告主が従わないとき，又は広告の内容が改善される見込みがないとき。

（３）第12条第２項の規定により指定した期日までに，広告負担金の納入がないとき。

（４）前３号に掲げるもののほか，会長が広告の掲載を適当でないと認めるとき。

２　会長は，前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは，広告掲載決定取消通知書（様式第４号）により通知するものとする。

３　第１項の規定により広告の掲載の決定が取り消された場合において，広告主に損害が生じても，協会は一切その責めを負わないものとする。

（広告負担金の還付等）

第15条　既納の広告負担金は還付しない。ただし，広告主の責めに帰さない理由により広告を掲出することができなかったときは，その全部又は一部を還付する。

２　前項の規定により還付する広告負担金には，利子は付さない。

（広告主の責務）

第16条　広告主は，広告の内容等について，一切の責任を負うものとする。

２　広告主は，広告の掲載までに，広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し，広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について，所要の処置を講じなければならない。

３　広告主は，広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは，その責任及び負担により解決しなければならない。

４　広告主は，当該広告に起因して協会に損害を生じさせたときは，その損害を賠償しなければならない。

５　広告主は，広告に係る一切の権利について，第三者への譲渡，転貸，担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

（雑則）

第17条　この要綱に定めるもののほか，広告の掲載に関し必要な事項は，別に定める。

付　則

この要綱は，決定の日から施行する。

様式第１号（第８条関係）

水戸市シェアサイクル「みとちゃり」広告掲載申込書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　 月 　日

一般社団法人水戸観光コンベンション協会

会長　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者　 　　　　　 　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｅメールアドレス

水戸市シェアサイクル「みとちゃり」への広告掲載について，下記のとおり申込みます。

記

１ 掲載希望期間

２ 業種・事業内容

３ 広告の内容等

４ 誓約等

（１）申込みにあたっては，水戸市シェアサイクル「みとちゃり」広告掲載取扱要綱を遵守します。

（２）広告の掲載にあたっては，一般社団法人水戸観光コンベンション協会の指示に従い

　　ます。

５ 添付資料

（１）広告図案・原稿データ等（ない場合には，内容等がわかるもの）

様式第２号（第９条関係）

年　　 月　　 日

　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人水戸観光コンベンション協会

会　　長　　　　　　　　　　　　　　印

水戸市シェアサイクル「みとちゃり」広告掲載決定通知書

令和　年 月 日付けで申込みのあった水戸市シェアサイクル「みとちゃり」への広告の掲載について，水戸市シェアサイクル「みとちゃり」広告掲載取扱要綱第９条第３項の規定により下記のとおり通知します。

記

１ 掲載期間

２ 広告の形式

３ 広告のサイズ：（縦） 　×（横）

４ 広告原稿の提出期限 　　年　 月 　日

５ 広告掲載料 　　　　　　　円（消費税及び地方消費税の額を含む）

６ 広告掲載料の納入期限 　　年 　月 　日

７ 協議事項 広告掲載について疑義が生じた場合は，双方協議の上解決するものとする。

様式第３号（第９条関係）

年　 月 　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人　水戸観光コンベンション協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　　　　　　　　　　　　　　　 印

水戸市シェアサイクル「みとちゃり」広告非掲載決定通知書

令和　年 月 日付けで申込みのあった水戸市シェアサイクル「みとちゃり」への広告の掲載について，下記の理由により掲載しないことと決定したので，通知します。

記

掲載しない理由

様式第4号（第1４条関係）

　年 　月 　日

様

一般社団法人 水戸観光コンベンション協会

　　　会長

水戸市シェアサイクル「みとちゃり」広告掲載決定取消通知書

令和　年 月 日付で水戸市シェアサイクル「みとちゃり」への広告の掲載を決定しましたが，下記の理由により広告の掲載を取り消しますので通知します。

記

取消しの理由

別表（広告枠等　第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 設置対象 | 水戸市シェアサイクル「みとちゃり」  （車体前方かごカバーに設置） |
| 数量 | 41台 |
| 仕様・規格 | 170ｍｍ×170㎜（別図参照） |
| 広告面数 | １面 |

別図【かごカバー寸法】

230mm

185mm

180mm

305mm

230mm

185mm

270mm

広告

広告